

秋田県地域福祉推進委員会の取組み

県内の福祉課題を再確認 秋田県に要望書を提出



生活福祉課題8項目の要望を行う

秋田県地域福祉推進委員会（以下「委員会」）は、県民が抱える生活福祉課題や地域の福祉課題、制度・政策に関する調査研究を行うとともに、具体的な提言や要望等を通じ、課題の解決を図っております。

今年度、様々な分野に関する7項目の課題が委員会に提出され、協議の結果、さらに1項目を加えた計8項目について、別表（p. 4～5）のとおり県に要望し、回答を得ました。

ここでは、要望と回答を抜粋して紹介します（本会ホームページで全文をご覧ください）。



福祉・介護分野での 人材確保が喫緊の課題

◆福祉・介護分野での 人材確保が喫緊の課題

委員会では、人材確保と職員の定着を図るため、職員の研修体制の充実や処遇改善等、働きやすい職場の実現に努めているものの、児童、障害、高齢等の分野を問わず、人材確保に苦慮していることが改めて確認されました。

平成30年9月現在、秋田労働局管内における全業種の有効求人倍率は1.52倍のところ、福祉関連業種は2.57倍となっており、人材不足は深刻な状況にあります。福祉・介護の仕事を目指す人や、誇りと自信を持って就職したり、従事し続けられるよう、待遇改善を含めた職場環境の一層の整備が喫緊の課題となっています。（NO.1～4）

高齢福祉関係

◆養護老人ホームの慢性的な 定員割れが課題

平成17年度からの税源移譲により各市町村による措置費支出の財源が全て地方交付税になってから、養護老人ホームの定員割れが顕著になっており、その原因はいわゆる「措置控え」ではないかと言われています。県老人福祉施設協議会が県内の養護老人ホーム16施設に行ったアンケート（平成30年8月）によると、11施設が定員を満たしておらず、うち3施設においては入所率が8割となっていることがわかりました。それぞれの運営状況も「不良」と「やや不良」で50%となっています。

また、消費税率が8%に増税された際、国から措置費の改定に関する通知があったにもかかわらず、市町村によって改定時期に差も生じていました。（NO.5）

地域福祉関係

◆権利擁護体制の充実が 求められる

本県は、成年後見制度の利用実績が全国最下位にあります。その一方で、「日常生活自立支援事業（※1）」は年々利用者が増加傾向にあり、平

成30年8月末現在、県内で364名が利用しています。

（※1）判断能力が不十分な認知症高齢者等が地域で自立した生活を送れるよう福祉サービスの利用援助等を行う。

平成29年度から全ての市町村社協に「福祉生活サポートセンター」を設置し、利用待機者の解消と新規利用者の拡大に努めています。市町村社協の限られた職員が専門員を兼務する体制では対応にも限界があるのが現状です。（NO.6）

◆生活支援体制整備事業の 推進を求める

地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援コーディネーター配置と協議体設置を平成30年度内に終了することになっていますが、コーディネーター配置済みは19自治体、協議体設置済みは17自治体にとどまっています（平成30年10月現在）。

また、コーディネーターには高い専門性が求められますが、県内の各市町村においては、国の基準を下回る委託料しか支出されておらず、コーディネーターが定着しない要因の一つとも考えられます。（NO.7）



◆民生委員・児童委員のなり手確保に向けた支援が必要
 住民に最も身近な相談・支援者である民生委員・児童委員のなり手確保が全国的な課題となっており、本県でも、16市町で78名の欠員状態にあります（平成30年4月時点）。
 また、1期（3年）以内で退任する委員の割合が14%となっているほか、委員候補者について「委員自身が後任者を探す」割合が約4割と、全国平均の19.5%を大きく上回る状況にあります。（NO.8）

秋田県に提出した要望項目と回答(抜粋)

No	要望項目	回答要旨
1	【児童養護施設関係】 個別的、医療的ケアを必要とする入所児童は年々増加傾向にあるが、小規模化・地域分散化が進む児童養護施設において、専門職の加配だけでは必要なケアを十分に行えない状況にあり、日常的なケアを行う人材の増員も必要である。福祉人材の確保・定着促進に向けて国へ働きかけてもらいたい。	今後の人材の安定的な確保に向けて、施設や国、県等がどのような役割を担っていくべきか、皆様と一緒に考えたい。
2	【障害者福祉関係】 秋田県知的障害者福祉協会会員事業所へのアンケートで、回答事業所の半数以上が人材確保に苦慮していることが判明した。看護師や生活支援員の確保が特に難しい状況にある。 また、障害福祉関係施設に就職を希望する人材を確保するための対策を講じてもらいたい。	新規事業所等に処遇改善加算について周知していくので、貴協会からも積極的な活用を呼びかけるようお願いしたい。 障害理解のための教育の推進や障害のある方とない方の交流機会の拡大に取り組んでいきたいと考えているが、事業を進めるに当たっては、貴協会をはじめ各種関係団体からの協力が不可欠であることから、お力添えをお願いしたい。
3	【保育関係】 少子化の一方で、発達障害のある未就学児が増加傾向にある。児童の安全を守り、トラブルを防ぐためにも、市町村は地方交付税を活用し、保育補助者を雇用するための費用を補助してもらいたい。また、県からは市町村の対応を働きかけてもらいたい。	県では、地方交付税の算定方法が受入障害児数によるものへ変更されたことを、通知や事務連絡等で市町村に周知しているが、今後も、市町村担当課長会議や市町村指導監査などの機会を通じて情報提供していきたい。 障害児保育に対する補助の責務は一義的には市町村にあるので、個別の市町村に対して、障害児保育補助金の充実強化を働きかけてもらいたい。 発達障害者支援センターへの相談が増加しており、面談までの長期待機解消のため相談対応人員を増やすことも検討している。発達障害の特性への理解を図るため「発達障害支援ハンドブック」を作成し、県のウェブサイトでも公開しているので、保護者や保育士に活用してもらいたい。
4	【福祉人材全般】 1 処遇改善加算について、看護師や栄養士、作業療法士・理学療法士等の医療職や調理員、相談員、事務職員等が対象となるよう国に働きかけてもらいたい。 2 「介護サービス認証評価制度（*2）」について、認証を受けた事業所への報酬加算制度の導入等を国に働きかけるとともに、認証取得に向けたインセンティブを強化してもらいたい。 3 現在実施している「介護従事者新規就労支援事業（*3）」「アクティブシニア介護職参入促進事業（*4）」「潜在介護福祉士等再就職支援事業（*5）」の対象者を福祉・介護全般に広げてもらいたい。 (*2) 人材育成等に積極的に取り組んでいる事業所を県が認証する制度。 (*3) 介護の実務経験が1年未満の方を対象に基礎講習会の開催や介護保険施設等での職場体験及び実務訓練等を実施する事業。 (*4・5) 「社会福祉あきた」347号で紹介。	1 国に対しては職種限定をせずに加算対象とするよう要望しているところであり、平成31年10月の消費税引上げに際して、さらなる改善に向けた検討がされると思うが、引き続き提案・提言をしていきたい。 2 一部で報道があった国による制度創設という情報は正式にはないが、国の動きを注視していく。インセンティブについては、提案のあった問題は、県と協議してもらいたい。また、指導監査等の実施に伴う負担軽減策についても、法人監査の項目と重なる部分があるとすれば、簡略化できないかを監査担当と検討していきたい。 3 トライアル雇用制度関係の事業は医療介護総合確保基金を財源とする事業であり、最初から介護以外の就労者を対象とすることは趣旨に反することになることから、基金の目的から外れない範囲で柔軟に対応したい。

No	要望項目	回答要旨
5	<p>【高齢福祉関係】</p> <p>1 養護老人ホームの慢性的な定員割れへの対応について、入所措置費の適正な予算化、入所判定委員会委員への養護老人ホーム関係者の選定や開催数の標準化等をお願いしたい。</p> <p>2 平成31年10月からの消費税増税に対応した各市町村の措置費改定について、社会経済情勢及び地域の実情に合った老人保護措置費支弁基準の適切な改正をお願いしたい。</p>	<p>1 厚生労働省老健局通知「老人ホームへの入所措置等の指針について」に基づき適切に処理するよう、これまでも要請してきたが、同指針の発出から10年以上経過しているため、改めて市町村へ働きかけを行っていききたい。</p> <p>2 前回の引き上げ時と同様、今後、国から対応方針が示された場合には、県としても速やかに市町村に情報提供等を行っていききたい。</p>
6	<p>【権利擁護関係】</p> <p>1 国に日常生活自立支援事業の国庫補助基準額の見直しを求めていただきたい。また、事業の重要性に鑑み、市町村においても単独補助を検討していただきたい。</p> <p>2 各市町村には、市町村成年後見制度利用促進計画の策定や、制度の利用促進に向けて専門職団体や関係機関による連携体制づくりをはじめ、「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」の設置に積極的に取り組んでいただきたい。併せて、県においても、市町村の積極的な取組みを支援していただきたい。</p>	<p>1 適切な補助基準額の設定など、十分な財源措置を講じるよう国へ要望をしているところであり、今後も継続していききたい。</p> <p>2 市町村計画の策定促進に向けて、平成31年度から市町村職員等を対象とした実務研修会を開催するなどして意識付けを図るとともに、広域的なネットワーク構築のモデル事業等の実施など、体制整備に向けた支援を行ってまいりたい。</p>
7	<p>【生活支援体制整備事業】</p> <p>各市町村には専門性を有する常勤の職員を配置し、生活支援コーディネーターの機能を発揮できるよう取り組んでいただくとともに、県においても全県あまねく実施されるよう取組みを強化していただきたい。</p>	<p>コーディネーターについては、多様な主体との調整能力等が必要とされることから、県としても、これまで養成研修等を行ってきたところであり、今後もスキルアップのための研修等により市町村の取組みを支援していく。</p> <p>コーディネーター配置に係る経費については、地域支援事業交付金において標準額が定められているが、各市町村の実情に応じて、適切に交付金の活用が図られるよう、併せて働きかけていききたい。</p>
8	<p>【民生委員関係】</p> <p>各市町村においては、委員確保に向けた取組みを積極的に進めるとともに、新任委員が早期に退任しないようその活動を支援していただきたい。</p>	<p>民生委員を確保していくためには、1人で問題を抱え込むのではなく複数による活動体制を推進するなどして負担軽減を図ることや、欠員が生じてから候補者を探すのではなく、計画的に将来の候補者の育成を図っていくことが重要である。県社協など関係機関と十分に連携して進めていききたい。</p>



がんを含む
病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険
EVER

No.1

アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成29年版(インシュアランス生命保険統計可)

●契約年齢●
0歳～
満85歳
まで



心配な
「がん」の
備えに

NEW/
生きるための
がん保険
Days 1

新登場

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

ナカイ株式会社 秋田支店

☎0120-712-816
FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

(引受保険会社)

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック
秋田支社
〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50
シティビル秋田3階
Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AF広宣業-2017-5023-1806004 12月18日